

さくら市スポーツ大会等出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市のスポーツの振興を図るため、スポーツ大会等に出場する個人及び団体に対し、さくら市スポーツ大会等出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この告示において「スポーツ大会等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際大会 予選会、選考会等を経て出場する国際規模の大会であって、次に掲げるものいう。
 - ア オリンピック大会
 - イ パラリンピック大会
 - ウ 世界選手権大会（ジュニア大会を含む。）
 - エ アジア大会（ジュニア大会を含む。）
- (2) 全国大会 予選会、選考会等を経て出場する全国規模以上の大会であって、国若しくは地方公共団体、教育委員会又は大規模な競技団体が主催、後援又は共催する大会をいう。
- (3) 関東・東日本大会 予選会、選考会等を経て出場する関東規模以上の大会であって、国若しくは地方公共団体、教育委員会又は大規模な競技団体が主催、後援又は共催する大会をいう。
- (4) その他市長が認める大会

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人及び当該個人により組織される団体とする。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) スポーツ大会等に登録され、出場した選手、監督、コーチ等
- 2 前項の規定にかかわらず、市が実施する他の財政的支援制度の対象となるものには、奨励金を交付しない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表のとおりとする。

2 奨励金は、一の年度につき交付対象者1人当たり別表の左欄に掲げる大会区分に応じ、それぞれ1回を限度として交付する。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、スポーツ大会等出場奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ大会等の要項及び結果が分かる書類
- (2) スポーツ大会等に出場したことが分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、スポーツ大会等が開催された日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、奨励金を交付することを決定したときはスポーツ大会等出場奨励金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした交付対象者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、奨励金の交付を決定(以下「交付決定」という。)したときは、速やかに当該奨励金を当該交付決定に係る交付対象者(以下「交付決定者」という。)に交付するものとする。

(交付手続の特例)

第7条 奨励金に係る実績報告は、第5条に規定する交付申請をもってなされたものとみなす。この場合において、当該奨励金の額は、交付決定により確定するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 法令等又はこの告示の規定に違反したとき。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励金を既に交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 4 条関係）

大会区分	奨励金の額	
	個人	団体
国際大会	50,000 円	交付対象者 1 人につき 50,000 円を乗じて得た額 とし、500,000 円を限度 とする。
全国大会	20,000 円	交付対象者 1 人につき 20,000 円を乗じて得た額 とし、200,000 円を限度 とする。
関東・東日本大会	10,000 円	交付対象者 1 人につき 10,000 円を乗じて得た額 とし、100,000 円を限度 とする。
その他の大会	市長が別に定める額	